

令和5年函審第19号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年8月20日13時40分

塩谷湾

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 12トン

登録長 10.72メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 116キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成2年5月に進水した、最大搭載人員が旅客11人及び船員1人の、船体中央部に甲板室を、同室前部下方に寝台等を備える船室を設けた2機2軸のFRP製プレジャーモーターボートで、甲板室前部及び同室上部のフライブリッジに操縦席（以下「下部操縦席」及び「上部操縦席」とそれぞれいう。）を配置し、両所において操船できるよう、舵輪、両舷機関の操縦レバーを組み込んだコンソールが各操縦席の前に設置され、下部操縦席前のコンソールには前示装置に加えてレーダー、GPSプロッター等を装備し、甲板室にはX協会発行のヨット・モーターボート用参考図（H-119W 小樽－神威岬）を備えていた。

(2) 塩谷湾の状況等

石狩湾は、東方の増毛山地、西方の積丹半島、南方の石狩平野に囲まれた、幅約4.3海里、奥行き約2.7海里の北方に開く大湾で、湾内の高島岬から積丹岬に至る約2.6海里の沿岸が浸食海岸で、両岬間には塩谷湾、余市湾及び古平湾の小湾が形成されていた。

塩谷湾は、高島岬西方4.3海里付近の立岩と、同岩西方約2.5海里の竜ヶ岬とで形成される開湾で、夏期には立岩の南方約0.5海里に広がる砂浜に海水浴場（以下「塩谷海水浴場」という。）が開設されていた。

立岩は、北方に突き出た崖海岸と同岸沖合20メートル付近に点在する水上岩群とで形成され、水上岩群及び周辺水域の詳細な状況が海図等から把握できないものの、a受審人は、平成3年に現有免許を取得した折に北海道小樽港のマリーナ従業員から立岩周辺に暗岩等が散在する浅所が広がっていることを教わり、以降、立岩北端

から100メートル以上離す針路（以下「基準針路」という。）を選択して小樽港、塩谷海水浴場間を毎年夏期に5回程往復していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が単独で乗り組み、親族5人を同乗させ、遊覧及び遊泳の目的で、船首0.3メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和5年8月20日13時00分小樽港のマリーナを発し、塩谷海水浴場に向かった。

a受審人は、親族のうち2人をフライブリッジに、3人を甲板室に待機させ、自身が上部操縦席に腰を掛けて操船に当たり、13時38分半少し前塩谷港外防波堤西灯台（以下「塩谷防波堤灯台」という。）から032度（真方位、以下同じ。）1,350メートルの地点で、立岩北方140メートル沖合に向けて針路を243度に定め、両舷機関を回転数毎分2,000にかけて15.0ノットの速度（対地速度、以下同じ。）とし、同岩周辺の浅所を安全に航過するつもりで手動操舵により進行した。

a受審人は、13時39分僅か過ぎ塩谷防波堤灯台から022度1,060メートルの地点に達したとき、左舷船首方に視認した海藻が立岩周辺に存在する最北の暗岩を示しているの見込み、同暗岩から離す針路で航行すれば浅所を航過できると思い、定めた針路で進行して基準針路に乗せるなど、針路の選定を適切に行うことなく、平素より立岩寄りとなる230度の針路に転じて続航した。

こうして、a受審人は、平素より立岩寄りの針路としたまま進行中、13時40分塩谷防波堤灯台から006.5度720メートルの地点において、Aは、原針路、原速度のまま、立岩北方の暗岩に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の初期にあ

たり、視界は良好であった。

a 受審人は、浸水して船尾が沈み始めたのを認めて直ちに北海道塩谷漁港に回航し、船揚斜路に乗り揚げさせて同乗者を降ろした。

乗揚の結果、右舷推進器翼の曲損、船尾船底外板の破口等を生じ、同乗者1人が第2腰椎圧迫骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、塩谷湾において、立岩沖合を西行する際、針路の選定が不適切で、平素より立岩寄りとなる針路に転じたことによって発生したものである。

a 受審人は、塩谷湾において、立岩沖合を西行する場合、同岩周辺の浅所を安全に航過するつもりで進行していたのだから、定めた針路で進行して基準針路に乗せるなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷船首方に視認した海藻が立岩周辺に存在する最北の暗岩を示していると思込み、同暗岩から離す針路で航行すれば浅所を航過できると思い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、平素より立岩寄りとなる針路に転じて同岩北方の暗岩に乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせ、同乗者1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月4日

函館地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人